

判決年月日	平成19年3月13日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成18年(行ケ)10292号		
<p>拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決を、本願発明の認定に誤りがあるとして取り消した事例。</p>			

( 関連条文 ) 特許法29条2項

本願(特表2002-533976号)は、名称を「通信システムのインターリーピング/インターリーピング装置及び方法」とする発明についての国際特許出願であるが、特許庁は、本願発明は進歩性を欠くとの理由により拒絶査定をし、これに対する不服審判請求についても不成立の審決をした。

本願発明の内容は、次のとおりである。

【請求項1】  $2^m$  ( $m > 1$ )の整数倍でないサイズを有する入力データをインターリーピングする方法において、

前記入力データのサイズにオフセット値を加算して仮想アドレスのサイズが $2^m$ の整数倍となるようにする過程を備えることを特徴とするインターリーピング方法。

同審決の取消しを求める本件訴訟において、判決は、審決には、本願発明の上記構成要件のうち「仮想アドレス」の技術的意義についての認定に誤りがあり、その結果として、引用発明との一致点の認定の誤り及び相違点の看過があるとして、審決を取り消した。